

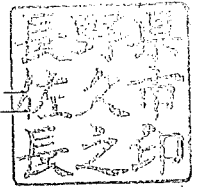
30佐総第154号

平成30年11月21日

佐久市代表監査委員

篠原 捷四 様

佐久市長 柳田 清一



平成29年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成29年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

関係各課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
関係各課	<p>1 税以外の未収金対策について</p> <p>保険料、使用料等については、市営住宅使用料、奨学資金貸付金、生活保護法第63条返還金・第78条徴収金、保育所保育費、望月別荘地下水道使用料、介護保険料、住宅新築資金等貸付金、後期高齢者医療保険料、河川敷等占用料、高齢者外出支援サービス利用者負担金、緊急通報装置利用者負担金、高齢者家庭こみ収集支援助金において未収金が発生しています。</p> <p>折衝や催告書の発送回数を増やしたり、自主納付が見込めない場合には財産の差し押さえ等の滞納処分を実施したりするなどの、収納対策に積極的に取り組まれている事業や新たな未収金が発生している事業も見受けられます。個々の事情等があるとは思いますが、未収金の実態を分析、把握するなかで効果的な収納対策に努めてください。また、不納欠損処分については、根拠法令を明確にし適正に実施してください。</p>	<p>税以外の未収金対策については、速やかな折衝と個々のケースに即した納付相談を行うとともに、「佐久市未収金対策本部」における「対策方針」や「対応策」に基づき、各担当課が連携して情報等を共有し、滞納状況の実態を分析、把握するとともに、法令に基づいた督促や法的措置等に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、不納欠損処分等については、法令や佐久市債権管理条例に基づき、各担当課で適正な債権管理を行う中で対応してまいります。</p> <p>なお、後期高齢者医療保険料については平成29年度から同じ保険料であり、対象者が重複する介護保険料と同時にコンビニ収納の扱いを開始し、被保険者の利便性を向上させるとともに、介護保険料との共用専任徴収員を雇用し、年金支給月の臨戸訪問や困難案件への頻回訪問等を行うなど、さらなる未収金の解消強化を図っています。</p>
関係各課	<p>2 契約金額の妥当性の検証について</p> <p>契約の締結にあたり適正な金額かどうかの判断は、法令や契約の相手方等から徴収した見積書により行うこととなります。また、これまでの契約から時間の経過等により競争性や価格の低下が生じていないか、随時見直しも必要となります。</p> <p>今回の審査のなかで、過去の契約の実績を数年後もそのまま踏襲していたり、金額決定までの経過が不明瞭であったりする契約が見受けられました。漠然と前例を踏襲したり、相手方の参考見積額を安易にそのまま採用したりすることなく、他自治体での実績や民間での取引の実例価格など可能な限り情報を収集し、契約金額の妥当性の確保に努めてください。また、特に例外的な方法で契約に至る場合にあっては、よく相手方と協議し、その経過や資料を文書として残すことにより、将来にわたって事実を確認できるようにし、より一層契約事務の透明性を高めてください。</p>	<p>契約金額につきましては、各所管課において参考見積書の徴収、他の自治体や市況等からの情報収集等を行うことで、適正な金額を確保するよう努めているところですので。</p> <p>契約金額の妥当性を確保するため、改めて、法令等を遵守する中で、可能な限り情報収集や調査等を行い、また、その経過や資料の整備等を徹底し、適正な契約事務に努めます。</p>
関係各課	<p>3 佐久市土地開発公社による先行取得用地の活用について</p> <p>佐久市土地開発公社はこれまで公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、市の要請により公共事業に必要な土地の先行取得及び管理等を行い、秩序ある街づくりに貢献してきました。市としては、平成30年度までには市が要請している土地開発公社で管理している先行取得した全ての土地を購入することとしていきます。</p> <p>しかしながら、既に購入した用地について、事業計画とのずれから使用しなくなったり土地も存在します。これらの土地は今後の整備においても活用の可能性は低いと思われ、有償貸付または売却の方針を定めるなど、財源の確保につながるよう検討してください。</p>	<p>土地開発公社から引取を行った土地のうち、事業計画とのずれから将来的にも使用が見込まれない土地については、別の事業での活用検討や普通財産化したのち有効活用が図られるようにしていきます。</p>

平成29年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
財政課	<p>1 普通財産の貸付料について</p> <p>「佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」の算定基準によらない普通財産の貸付料の検証・見直しについて、昨年度の決算審査等で指摘したところ、契約相手との交渉を経て貸付料の改定に至った案件がありましたが、見直しの成果が認められず、改定されなかった案件についても更に検証・見直しが必要なる状況のものもあると考えます。今後も算出基準の検証を重ね、契約更新時等に於いて相手方と協議するなど、市民にとり公平公正な価格設定に努めてください。</p>	<p>普通財産の貸付料は、「佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」を基準に算出し、固定資産の評価替えに合わせ3年に1度見直しを行っています。</p> <p>同条例第4条には、貸付料の減額又は免除が定められており、これに基づき、貸付けを行っている場合があります。これらの物件については、再度、減額、免除の理由や、物件の状況を確認しながら対応を進めています。</p> <p>また、減額又は免除をした案件のうち、改定をしたが更に検証・見直しが必要な案件は、協議に基づき段階的な引き上げを実施していきます。</p>
収税課	<p>1 滞納対策について</p> <p>平成29年度の市税の収納状況については、現年課税分収納率は98.73%で前年度を0.23ポイント上回り、滞納繰越分についても29.87%と前年度を4.64ポイント上回りました。その結果、全体の収納率は95.97%となり、前年度を1.72ポイント上回っています。</p> <p>国保税についても、現年課税分収納率は93.85%で前年度を0.22ポイント上回り、滞納繰越分についても30.74%と前年度を0.70ポイント上回りました。全体の収納率は84.60%となり、前年度を1.54ポイント上回っています。</p> <p>また、大口滞納者等の収納対策として、本年度も長野県地方税滞納整理機構へ50件、本税総額75,208,981円を依頼し、そのうち30,864,291円と延滞金、督促分4,979,812円の合計35,844,103円が納付されました。収納率は41.04%と前年を7.91ポイント下回っていますが、収納金額は前年度に比べ3,356,108円増加しました。</p> <p>いずれもここ数年改善し続けていることは各種収納対策に厳正かつ公正に取り組んできたことの結果です。なかでも預貯金等の差し押さえ処分件数は年々増加しており、積極的な対応が伺えます。</p> <p>一方、県内19市の収納状況を見る中では、国保税を除く収納率で佐久市は19市中14位と前年度より順位を上げたものの、まだまだ改善する余地があると思われれます。税収の確保と市民負担の公平公正を図るため、より一層の滞納解消対策の推進を要望します。</p>	<p>滞納対策については、「佐久市未収金対策本部における対策方針」に基づき対応策を推進します。</p> <p>専任徴収員を活用し、各地区担当者との連携による現年度課税分を中心とした訪問による納税催告や徴収を行って、現年度課税分の収納率向上と新規滞納者の縮減に努めます。</p> <p>各地区担当者においては、文書や電話による催告、納税相談を行って自主納付を促し、これに応じない滞納者に対しては、徹底した財産調査による差押等の滞納処分をさらに強化して実施します。</p> <p>また、全職員体制で実施する5月と12月の一斉滞納整理や「長野県地方税滞納整理機構」への高額・徴収困難等案件50件の移管を引き続き実施するとともに、他課や他団体とも連携して、より一層の滞納解消対策を推進し、未収金の縮減と収納率の向上に努めます。</p>

平成29年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
<p>契約課</p>	<p>1 備品の管理について                      備品は市の貴重な財産であり、その管理にあたり数量や取得金額、保管場所、状態を常に正確に把握することは基本事項です。具体的には、市財務規則第231条に基づき、所管課より年に2回100万円以上の機械器具等は重要物品現在高通知書として提出されており、随時備品台帳の整理も行われているところですが、備品は長期間使用した場合には老朽化等は避けられないものでもあり、また当時の必要性に基づき判断して購入した物品もその後は長期に渡り保管されたとともに状況が継続することもありますが、所管課での上記の確認作業を不断の注意をもって行うことは、契約課においても、調査購入年月日が古い備品や時代によっても適宜抽出して調査を行うことにより、物品管理の適正化や有効活用にも努めてください。</p>	<p>備品の管理については、今後、備品の使用状況や保管状況を抽出で調査すること等により適正管理の徹底を図ると共に、不用となった備品については、インターネット公有財産売却の活用を指導する等、備品管理の適正化及び有効活用に努めます。</p>
<p>人権同和課</p>	<p>1 住宅新築資金等貸付事業の未収金対策について                      住宅新築資金等貸付金の償還金の収納状況については、滞納繰越分・現年度分とともに前年度収納率を上回りましたが、合計すると、滞納額に対する収入済額が比較的少なく、前年度収納率を0.09ポイント下回る結果となりました。滞納額に対する収入未済額の割合も98.05%と前年度より大きくなっています。折衝回数を増やすなど収納率向上策を講じているところですが、引き続き収入未済額の縮減に努めてください。また、これまでは不納欠損処理等を実施してきませんが、現状を踏まえて、債権管理の方針を変えていく必要があると考えます。債権者との折衝状況により、法的対応や、佐久市債権管理条例による不納欠損処理を検討してください。</p>	<p>住宅新築資金等貸付金の未収金の解消に向け、今後も重点対応策として、残高通知・催告書を年4回発送し、通年での人権同和課職員による滞納整理では、滞納者との償還相談及び指導、連帯保証人への折衝や運動団体役員と長期滞納者への折衝を行い、引き続き徴収率の向上に努めます。また、庁内関係各課と滞納者についての情報交換を行い、弁護士や金融機関等から市としてできる対応について情報収集し、収納の工夫を図ります。主債務者及び連帯保証人等の状況により支払督促、訴訟等の法的対応や佐久市債権管理条例に則り不納欠損処理について精査し、実施に向けて検討をすすめていきます。</p>
<p>福祉課</p>	<p>1 生活保護法第63条返還金・第78条徴収金について                      返還金等の調定について、本来調定すべき時期に調定できなかつた過年度分を、国の指導により平成28年度に一括調定しましたが、それにも調定漏れがあったため平成29年度になり過年度分として追加調定しました。調定は歳入の内容を具体的に調査し決定する、市の内部的意思決定行為です。不備がある内容と関連する業務に多大な影響を及ぼすため、今後は調定の根拠を明確にし、適正な債権管理と事務処理に努めてください。</p>	<p>今後は、調定の意義（調定とは、その歳入の発生した権利内容を具体的に調査して明確にし、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者を決定する行為である）の理解を深め、調定を行うに当たっては、調定漏れや金額等の誤りがないよう、関係法令等に基づき、適正な債権管理と事務処理に努めます。</p>

平成29年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
高齢者福祉課	<p>1 各種利用者負担金の未収金対策について</p> <p>高齢者外出支援サービス利用者負担金、緊急通報装置利用者負担金、高齢者家庭ごみ収集支援利用者負担金において、それぞれわずかではありますが、高齢者家庭ごみ未納額が発生しています。特に緊急通報装置利用者負担金及び高齢者家庭ごみ収集支援利用者負担金については、これまでに未収金が発生したことがない負担金です。</p> <p>一時的に業務が増加したことにより、例年行っている電話や訪問等での催告ができなかったなど事情があるという事ですが、市民負担の公平性を確保するためにも、今後は早期の対応を心掛けるとともに口歴振替を推進するなど収入未済額の縮減に努めてください。</p>	<p>未納者に対して随時、電話や戸別訪問により催告を行うとともに、口座振替を推進し、未収金を縮減していきます。</p>
耕地林務課	<p>1 積立基金について</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金については、平成6年に旧日田町において、運用益にて事業を行うこととを目的として設置された基金ですが、ここ数年は、数千円程度の運用益を目的事業に充当している状況です。</p> <p>昨年度の決算審査においても指摘しましたが、当基金は、平成9年以降は低金利で運用益が少なくなっています。</p> <p>中山間地域の実態に応じ当該基金を活用した事業実施を検討し、基金の有効活用に努めてください。</p>	<p>本基金の用途につきましては、集落協同活動の強化を図るための調査、研修等の事業に活用することとなっているため、現在、国が推進し当市内でも取り組んでおります多面的機能支払交付金事業へその運用益を充当してまいります。</p> <p>また、地元から寄せられる要望もハードに関する案件が多いため、施設の維持管理経費への補助や他市町村の活用事例などを参考に、効果的な充當の在り方を検討してまいります。</p>
体育課・日田支所	<p>1 佐久市体育協会と体育課の業務の区別について</p> <p>佐久市体育協会は更なるスポーツ文化の振興等を図るため、平成28年2月に特定非営利活動法人佐久市体育協会となりました。平成29年度からは本格的に法人として活動しているところですが、体育課との業務の区別については現在も課題が残っています。</p> <p>貸出業務についてはいまだに日田支所市関係で行ってまいります。日田地区の体育施設の立地状況やこれまでの経過等の事情はあるかと思われませんが、施設の貸出業務も含めて年間1億2,740万円の指定管理料を支出している状況を確認し、体育協会での業務実施を検討・協議していただくようお願いいたします。</p>	<p>【体育課】 日田地区の体育施設貸出業務につきましては、合併以前より現在の日田支所において扱っていたことから、利用団体等とも協議を重ねた上で、住民サービスの低下とならないよう日田支所で事務を取り扱ってまいります。</p> <p>平成29年度より指定管理者制度を導入したことから、本件について指定管理者、日田支所と協議を進めており、引き続き住民サービスの低下とならないよう指定管理者、利用団体と協議、検討してまいります。</p> <p>【日田支所】 佐久市体育協会と体育課の業務の区別については、市民の利便性を踏まえ、業務内容等について関係部署と協議します。</p>

平成29年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
浅間病院事業	<p>1 人事評価制度の活用における人材育成について</p> <p>病院経営において、職員の育成は大変重要な位置付けとなります。平成28年度から導入している人事評価制度の活用については、職員の努力や高い貢献が適正に反映され、モチベーションの向上に繋がるとともに、職員一人ひとりの病院経営に対する意識の高揚を図って下さい。</p>	<p>病院の人事評価制度は、平成27年度の試行期間を合わせ導入3年目であることから、目標設定や評価の着眼点等に職員間で相違が生じています。このようなことから、年2回の研修会の開催や個別面談の実施により、制度の理解、定着に取り組んでいくこととします。また、人事評価を実施するにあたり、年度当初において全ての医師を対象に病院事業管理者及び事務長と個別面談、医師以外の職員においては所属長との面談を行っています。この面談の中で、病院の経営状況と病院理念・運営方針を伝えるとともに、職員に対して具体的な目標設定や期待を明確にしています。今後、評価項目等の見直しを含めた制度の充実により、職員の努力や貢献度が適正に反映され、モチベーションの向上につながる人事評価制度となるよう引き続き取り組みを進めていきます。</p>
浅間病院事業	<p>2 委託業務の発注について</p> <p>病院事業における多種委託業務について、随意契約及び応札社数1社のみの競争入札による契約が多い状況です。地方公共団体等の発注は、一般競争入札が原則となっており、発注にあたっては、業務の品質低下を招くことなく、最小の経費で最大の効果を挙げるためにも、競争原理と公平性を確保した契約に努めてください。</p>	<p>委託業務に関しては、プロポーザルを経たものや既存システムの改修等のほか、医師紹介会社や顧問弁護士との契約といった病院事業の特殊性から随意契約になるものがあります。また、競争入札においても安全の確保から、業務実施に係る資格を有することに加え、業務経験を条件にします。応札業者が少なくなる傾向があります。委託業務の発注については安全を確保しつつも、できる限り地方公共団体の原則でありまず一般競争入札の実施により、競争原理と公平性が保たれるよう努めていきます。</p>
浅間病院事業	<p>3 常勤医師の確保について</p> <p>常勤医師の不在等を理由として、入院患者数が減少している診療科が多い状況です。一般病床の入院延患者数は、整形外科では増加したものの、経外科等の減少により、昨年年度に比べ689人減少しています。入院患者数の減少により、病院経営に大きく影響を及ぼすことから、喫緊の重要課題として、早期に常勤医師の確保を図り、医療提供体制の整備に努めてください。</p>	<p>安定した医療提供と健全経営を図るためには、医師確保が最優先の課題となります。現在、大学医局や県等への要請、当院の医師を始めとするスタッフや医師紹介会社による情報収集及びそれに基づくアプローチ、臨床研修の受入体制の強化による初期研修医の確保、初期研修終了後の継続勤務の要請、住宅取得資金貸与制度の活用などにより取り組みを進めています。今後、脳神経外科、内科、泌尿器科等常勤医師の不在又は少数科を中心に医師確保に努めていきます。</p>

平成29年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
下水道事業	<p>1 下水道使用料の収納率向上について</p> <p>下水道使用料は、水洗化戸数及び有収水量の増加や民間委託による徴収業務の充実により、前年度から0.4%の増収となりました。また、収納率は、93.8%と前年度を0.7ポイント上回っており、様々な収納対策への取り組みにより、収納率はここ数年改善が続いています。</p> <p>しかしながら、今後は少子高齢化による急速な人口減少や空き家の増加等に伴い、下水道使用料の減収が予想されます。独立採算性の原則のもと自主財源の確保及び負担の公平性の観点から引き続き一層の収納率向上に努めてください。</p>	<p>下水道使用料（公共下水道、特定環境保全公共下水道）については、税法に準じ滞納処分が可能なることから、財産の差押、交付要求等の滞納処分を継続的に行っておりますが、今後は、農業集落排水事業等の滞納処分が規定されていない債権についても、裁判所による執行手続を検討していく予定です。</p> <p>また、本年度は催告の回数を増やし、催告書でのコンビニ納付も可能とするなど事務の員直しを行っております。今後も委託業者との連携をはかり、引き続き収納率向上に努めます。</p>
下水道事業	<p>2 下水道施設の長寿命化対策について</p> <p>平成29年度末の下水道等普及率は、前年度から0.3ポイント増の98.0%、また水洗化率は0.6ポイント増の92.6%に上昇し、全戸水洗化に向けた施設整備、下水道の普及促進が進められてきています。</p> <p>その一方で、普及整備の時代から維持管理を中心とする施設管理に老朽化が進み、普及整備の時代から維持管理を中心とする施設管理に合わせた取り組みが重要となつてきています。「佐久市長寿命化計画」による施設の更新、また平成29年度から策定を開始した「ストックマネジメント計画」により、各施設の状態を常に把握、評価し、将来にわたり持続可能な安定的な下水道サービスの提供を実現するため、引き続き施設の長寿命化対策に取り組んでください。</p>	<p>下水道の長寿命化対策として、平成22年度以降、「佐久市下水道長寿命化計画」に基づき、施設の更新を実施しています。</p> <p>今後は、平成30年7月に策定した「佐久市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な観点で下水道事業全体の老朽化の状況を捉え、優先順位をつけ、国の交付金等を活用しつつ収支のバランスを取りながら、長寿命化対策に取り組みます。</p>